

合志市省エネエアコン設置促進事業補助金 Q&A

Q:補助金はいつのタイミングで申請できますか

A:新しく購入したエアコン設置後の申請になります。

Q:補助金は何回、何台分申請することができますか

A:1世帯当たり1回1台まで申請することができます。また、1度申請した方は別の年度に本補助金を申請することはできません。

Q:購入店に制限はありますか(R8.5.1 追記)

A:制限は特にありません。インターネット販売のものでも対象です

Q:補助金は誰が申請できますか

A:エアコンを購入した方が申請できます

Q 代理人でも申請できますか

A:申請書裏面の申請者署名欄に押印頂ければ、代理で申請が可能です。

Q:令和5年~7年に実施していた脱炭素推進対策補助金を受けたことがありますが、申請できますか

A:本補助金を受けていない場合は、脱炭素推進対策補助金を受けていても申請可能です。

Q:分割払いなのですが申請できますか

A:領収書が発行されていれば申請可能です

Q: 買い替え前のエアコンを中古引取り店に売り、新しく購入した場合は対象になりますか

A: 対象外です。

Q: 買い替え前のエアコンは家族に譲渡し、新しく購入した場合は対象になりますか

A: 対象外です。

Q: 買い替え前のエアコンを下取りに出しました。対象になりますか

A: 家電リサイクル券が発行されていなければ、対象外です。

Q: 引っ越してきたのですが、前の家で使っていたエアコン（未設置）を買い替える場合は対象になりますか。

A: 前の家で使っていた製品を処分し、購入した製品を今の家に付ける場合は、今の家に増設することになるため対象外です。

Q: 購入時点で市に住民票はないが、今後転入予定です。対象になりますか

A: 購入時及び申請時に合志市に住民票がない場合は対象外です。同一生計の家族が先に合志市に住んでいる場合は対象になる場合があります。事前に環境衛生課(096-248-1202)までご相談ください。

Q: 要件の「65歳以上」とはいつの時点ですか

A: 申請する年度を基準としています。令和8年度中の申請であれば、令和9年3月31日までに65歳以上になる方が対象となります。

Q: 同一住所に 65 歳以上の家族がいれば要件を満たしますか (R8.4.8 追記)

A: 同一住所であっても、住民登録上別世帯であれば対象外となります。

Q: 同一住所別世帯の母もエアコンを購入しました。それぞれ申請できますか。(R8.4.8 追記)

A: 住民登録上の世帯が別であれば、それぞれの世帯で 1 台ずつ申請することができます。

Q: 写真はどのようにして提出しますか (R8.4.8 追記)

A: 原則、印刷したものをお持ちください。やむを得ず印刷できない場合は、写真をインターネット利用ができる携帯電話に保存頂き、窓口でオンライン提出することもできます。この場合、写真の確認に 10 分程度お時間を頂きますので予めご了承ください。

Q: 買い替え前のエアコンの写真を撮り忘れたのですが申請できますか

A: 個別に対応させていただきますので、事前に環境衛生課 (096-248-1202) までお問い合わせください。

Q: 保証書を紛失した場合はどうすればいいですか (R8.5.1 追記)

A: 個別に対応させていただきますので、事前に環境衛生課 (096-248-1202) までお問い合わせください。

Q: 家電リサイクル券を紛失した場合はどうすればいいですか (R8.5.1 追記)

A: 販売店もしくは回収業者控えの家電リサイクル券でも受付可能です。販売店等にご相談ください。

Q:他市に住民票があり、合志市に所有している家のエアコンを買い替える場合は対象になりますか

A:対象外です。反対に、合志市に住民票があり、他市にある家のエアコンを買い替える場合も対象外です。

Q:クレジットカードを持っていないので、別世帯の子どもが代わりに支払いました(お金は子に支払う)。領収書は子どもの名前になっていますが申請できますか

A:申請者が子どもさんに料金を支払う旨の確認書を別途提出頂ければ可能です。必ず事前に環境衛生課(096-248-1202)までご相談ください。

Q:省エネ基準達成率はどうすれば確認できますか

A:省エネ型製品情報サイト

<https://seihinjyoho.go.jp/index.html> で確認することができます。

サイトを見ることができない場合は、購入前に販売店等にご確認ください。

| 価点 | 省エネ性 マーク | 省エネ 基準 達成率 (%) |
|-----|-------------|-------------------------|
| 3.4 | ●e | 103 |
| 3.4 | ●e | 103 |